

昭和二十九年法律第九十七号

建設機械抵当法

(この法律の目的)

この法律は、建設機械に関する動産信用の増進により、建設工事の機械化の促進を図ることを目的とする。(定義)

この法律で「建設機械」とは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事の用に供される機械類をいう。

第一条 この法律は、建設工事の機械化の促進を図ることを目的とする。

第二条 この法律で「建設機械」とは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事の用に供される機械類をいう。

前項の機械類の範囲は、政令で定める。

(所有権保存登記)

第三条 建設機械については、建設業法第二条第三項に規定する建設業者で、その建設機械につき第三者に対抗することができる所有権を有するものの申請により、所有権保存の登記をすることができる。但し、次条に規定する打刻又は検認を受けていない建設機械については、この限りでない。

第四条 質権又は差押、仮差押若しくは仮処分の目的となつてある建設機械について所有権保存の登記がされたときは、その登記は、質権者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者に対する効力を生じない。

(打刻)

第五条 前条第一項の規定により建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者は、あらかじめ、当該建設機械につき、国土交通大臣の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認を受けなければならない。

第六条 前項の記号の打刻及び検認については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章の規定による。

第七条 第一項の規定による国土交通大臣の権限に属する打刻又は検認に関する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととができる。

第八条 第一項の規定により打刻した記号を(抵当権の内容)

第五条 既登記の建設機械は、抵当権の目的とすることができる。

第六条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した既登記の建設機械についての登記の前後による。

械(以下「抵当建設機械」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

(得喪及び変更は、建設機械登記簿に登記をしなければ、第三者に対抗することができない。)

(対抗要件等)

第七条 既登記の建設機械の所有権及び抵当権の得喪及び変更は、建設機械登記簿に登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(所有権保存登記)

第八条 建設機械の所有権保存の登記後三十日以内に抵当権設定の登記がされないと、又は抵当権の登記が全部まつ消された後三十日以内に新たな抵当権設定の登記がされないと、又は登記官は、当該建設機械の登記用紙を閉鎖しなければならない。但し、所有権の登記以外の登記があるときは、この限りでない。

(登記用紙の閉鎖)

第九条 この法律に定めるものほか、建設機械の登記に関し必要な事項は、政令で定める。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第十条 抵当権は、抵当建設機械に附加して一体となつてある物に及ぶ。ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び債務者の行為について民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十二条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでない。

(不可分性)

第十二条 抵当権者は、債権の全部の弁済を受けたまでは、抵当建設機械の全部につき、その権利を行使することができる。

(物上代位)

第十三条 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実現によって抵当建設機械の所有権を失つたときに行つて抵当権は、その第三者的ために消滅する。

(物上保証人の求償権)

第十四条 数個の債権を担保するため同一の建設機械につき抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

2 民法第三百七十四条の規定は、抵当権の順位の変更について準用する。

(先取特権との順位)

第十五条 同一の建設機械につき抵当権及び先取特権が競合する場合には、抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

(担保される利息等)

第十六条 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてのみその抵当権行使によることができる。但し、それ以前の定期金についても満期後特別の登記をしたときは、その登記があるときは、この限りでない。

(政令への委任)

この法律に定めるものほか、建設機械の登記に関し必要な事項は、政令で定める。

(抵当権の効力)

第十七条 抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした附記の前後にによる。

(不可分性)

第十八条 前条第一項の規定による抵当権の処分は、民法第四百六十七条の規定に従い、主たる債務者にこれを通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、その債務者、保証人、抵当権設定者はこれらの中間に對抗することができない。

前条第一項の規定による抵当権の処分は、民法第四百六十七条の規定に従い、主たる債務者にこれを通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、その債務者、保証人、抵当権設定者はこれらの中間に對抗することができない。

(時効による消滅)

第十九条 抵当権を買い受けた第三者が抵当権の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者的ために消滅する。

(代価弁済)

第二十条 抵当建設機械を取得した第三者が抵当権につき必要費又は有益費を出したときは、民法第一百九十六条规定の区別に従い、抵当建設機械の代価をもつて最も先にその償還を受ける

(共同抵当の代価の配当)

第二十一条 債権者が同一の債権の担保として数個の建設機械の上に抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各建設機械の価格に応じてその債権の負担を分ける。

2 ある抵当建設機械の代価のみを配当すべきときは、その代価につき債権の全部が前項の規定により他の抵当建設機械につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位しても抵当権行使することができる。

3 前項後段の規定により代位して抵当権行使する者は、その抵当権の登記にその代位を附記して抵当権行使することができる。

2 ある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により代位して抵当権行使するときは、その代價の弁済を受けることができる。

3 前項の規定により代位して抵当権行使する者は、その抵当権の登記にその代位を附記して抵当権行使することができる。

分又は契約その他の行為（以下この条において「处分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対ししてした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対ししてした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対ししてした申請等とみなす。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成五年一二月二二日法律第八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八号）の施行の日から施行する。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 第一条中地方自治法第二百五十条の次に第一条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分

（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定

（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部

分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第

十二条、第五十九条の二書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の適用については、施行日以後においても、当該処分の処分等に係る部分を除く。）に規定する経過措置

（不不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分等について、当該処分をした行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）が

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分

に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に

おいて、当該処分の上級行政庁とみなされる

行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、

当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること（その他の経過措置の政令への委任）。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年五月一九日法律第四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第二項 第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにすると

らない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により改めたものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じて地方税源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第二百五十六条）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

（手数料に関する経過措置）

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること（その他の経過措置の政令への委任）。

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一四年七月一七日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

（手数料に関する経過措置）

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること（その他の経過措置の政令への委任）。

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年五月一九日法律第四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十

月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
**四 第一条中道路運送法第四十一条第四項の改
正規定及び第二条の規定（前三号に掲げる改
正規定並びに道路運送車両法第四十一条第一
項の改正規定及び同法第六十一条第二項第二
号の改正規定（及び二輪の小型自動車）を
加える部分を除く。）を除く。）並びに附則第
八条から第十条まで、第十七条、第二十一
条、第二十七条（土砂等を運搬する大型自動
車による交通事故の防止等に関する特別措置
法（昭和四十二年法律第百三十一号）第九条
第四項の改正規定に限る。）及び第二十八条
の規定（公布の日から起算して二年六月を超
えない範囲内において政令で定める日）**

**附 則（平成二十九年六月二日法律第四五
号）**

（施行期日）
 この法律は、民法改正法の施行の日から施行
する。ただし、第三百三十三条の二、第三百三
条の二、第三百六十七条の二、第三百六十七
条の三及び第三百六十二条の規定は、当
該各号に定める日から施行する。

（五百九条の規定）
 公布の日